

平成29年度第2回協働支援会議

平成29年4月21日（金）午前10時

本庁舎6階 第3委員会室

出席者：久塚委員、宇都木委員、関口委員、衣川委員、竹井委員、及川委員、伊藤委員、
吉村委員

事務局：地域コミュニティ課長、神原管理係主査、勝山主任、松永主事

久塚座長 では、定足数に足りていますので、進めていきたいと思います。資料の確認を事務局お願いいたします。

事務局 事務局のほうから資料の確認をさせていただきます。

1枚目が次第となっております、1枚おめくりいただきまして資料1のほう、平成29年度NPO活動資金助成・プレゼンテーション実施要領の案となっております。

続きまして、資料2のほうはこちら2枚組のものとなっております、平成29年度NPO活動資金助成・プレゼンテーション質問票。2枚目のほうが参考としまして昨年度作成しました平成28年度NPO活動資金助成・プレゼンテーション質問票となっております。

続きまして、資料3のほうはA3の横の資料となっております。こちらのほうが新支援制度検討についてという資料となっております。

最後に、参考としまして、平成29年度協働支援会議等開催予定としまして、前回の支援会議の際に評価の事業視察のほうは日程のないものをお配りしておりました、口頭のほうではご案内させていただいたのですが、事業視察の日程のほうを入れさせていただいた会議の開催予定となっております。5月13日、5月23日、6月4日に協働事業評価会事業視察としまして3事業の日程となっております。こちらのほうの時間につきましては詳細未定となっておりますが、会議のお知らせの際に詳細の時間のほうをご連絡させていただきたいと思っております。

資料のほうは以上となります。

久塚座長 差しかえのことを発言してもらってよろしいですか。

事務局 昨日既にメールのほうでご連絡させていただいたのですけれども、前回の支援会議の際に配付させていただきましたこちらの緑色のファイルです。今年度の申請書をまとめたものになりますが、一部差しかえが生じてしまいました。2カ所差しかえがございまして、まず1点目が83ページの団体さんの頭紙なのですが、これが代表者の氏名が理事でなっておりますが、正しくは理事長でございます。こちらは手書きで修正をさせていただいております、現在のほうは理事長となったものに押印いただいたものを事務局のほうでいただいております。こちら記入がしてありますので、差しかえはせずこのままで、ご説明のみでご対応させていただきます。申しわけありません。

久塚座長 よろしいですか。

事務局 2点目が本日配付させていただいております差しかえのページになります。155ページです。155ページと156ページ、1枚一緒になったものなのですが、156ページの下です。事業費の欄のところ、こちら差しかえ前は総事業費と特定非営利活動費が一緒で100%という形だったのですが、こちらの団体さんは一部収益事業も行っているということで、特定非営利活動費は総事業費の98%を占めているという形になっております。本日こちらについては差しかえのものを配付させていただいておりますので、大変お手数ですが155ページ、156ページの1枚を差しかえをよろしく願いいたします。

差しかえは以上になります。

久塚座長 では、議事に入っていきます。公開プレゼンテーションの実施方法と第一次書類選考に当たっての事前協議というその二つがあります。一つ目の資金助成団体の選考についてから入りたいと思います。事務局、お願いします。

事務局 それでは、まず二次審査、公開プレゼンテーションの実施方法についてご説明させていただきたいと思います。資料1をごらんください。資料1では二次審査、プレゼンテーションの実施要領の案ということでつくらせていただいております。中身についてご説明させていただきます。

まず、プレゼンテーションについては公開とさせていただきます。プレゼンテーションにおける団体の発表時間は8分、委員からの質問を8分という形で昨年度は実施させていただきました。これまで質問時間をなるべく長くとりたいということで、21年度から質問時間が5分だったのを8分とさせていただきます。

プレゼンテーションの参加人数は1団体3名以内としております。

プレゼンテーションの方法については自由としておりますが、準備時間も発表時間を含めております。また、区のほうでプロジェクターを用意しております、そちらを使われる場合には事前に資料とデータ等を持参していただきまして、パワーポイントなどを利用したプレゼンも可能という形になっております。

また、当日の日程としまして、こちらの資料1の下のほうに記載しておりますが、こちらは発表時間が8分、質問時間が8分、昨年のおりです。現在申請のあります9団体すべてを実施した場合のプレゼンテーションの予定時刻として記載させていただいております。

なお、二次審査に何団体が進むかにつきましては一次審査、書類審査の採点結果であります。次回の第3回協働支援会議で決定していただきたいと思っております。時間としましては委員の皆様には13時に支援会議の委員の皆様にご集合いただきまして、事前に質問内容の調整などをしていただきます。プレゼンテーション自体は13時半から開始となりまして、9団体で行った場合には終了の見込みが16時29分となっております。その後、事務局のほうで委員の皆様からいただいた採点を集計させていただきまして、16時50分ごろ支援会議を再開させていただきます。こちらで助成団体の決定と助成金額も合わせて最終的な決定の協議をいただきまして、支援会議自体は17時10分ごろに終了となる見込みとなっております。

以上、プレゼンテーションの実施要領の案についてご説明させていただきました。本日はこちらの1団体の発表時間と質問時間は今年度どういう形にするかと、この実施内容でよろしいかどうかを伺いたいと思っております。

久塚座長 では、5分から8分に延ばしてこの何年間か進めていますけれども、そういう質問時間を8分ということではよろしいですか。

全委員 はい。

久塚座長 それから、実施方法の決定、それから質問の方法というそこまでいいですか。

事務局 質問方法につきましては、別の資料のほうを用いて説明させていただきますので、この発表時間、質問時間とこの実施内容でよろしいかを。

久塚座長 よろしいですかね。今までこれについても議論してこういう形になっているので、ことしもこれで進めたいと思っております。

では、お願いします。

事務局 では、続きまして資料2を用いまして第二次審査プレゼンテーション時の質問方法についてご説明させていただきたいと思います。

資料2をごらんください。質問票につきましては、資料2としてフォーマットを配付させていただいております。1枚目にあるのが質問票のフォーマットとなっておりまして、2枚目にありますのが昨年度配付させていただきました質問票を参考として添付させていただいております。

こちらの質問票につきましては、基本的に二次審査、プレゼンテーションの場で使うものなのですが、一次審査の際にも質問が生じてくるかと思っておりますので、本日こちらの質問票のフォーマットはメールで送らせていただきますので、一次審査の際にも質問が生じましたらこちらに記載していただければと思います。

また、こちらの質問票につきましては、5月16日ごろまでに事務局のほうにメールで返送をお願いいたします。こちらを事務局で取りまとめまして5月19日ごろまでには委員の皆様にお送りさせていただきたいと思っております。

本日質問についてご協議いただきたい内容としましては、質問方法についてなのですが、例年は代表質問方式という方式で、質問票に委員の皆様の質問を取りまとめたものを代表の委員の方に質問していただくという形をとらせていただいております。また、昨年度につきましては、二次審査の対象団体が2団体と少なかったことから、代表質問方式はとらずに各委員にご質問いただいております。本年度につきましては、質問方法について代表質問の方法をとるかどうかについてご協議いただければと思います。お願いします。

久塚座長 大きな方向性としてきょう決めたことと一次審査の結果、1団体しか残っていなかったとか、2団体しかないというか、非常に少なかったら指名方式をとるとほかの委員さんが発言ができないのに近くなるので、そこはちょっと柔軟性を残すとしても、方向としては代表して発言していただく。そして、時間があれば追加でほかの委員をとというやり方をやってきたのですけれども、本年度もそういう方式でよろしいですか。

方向としてはこの方にこの団体をということ優先をするけれども、次回の一次審査の結果、数が少なかったら形をそちらに戻すという方法でよろしいですか。

では、結論としては基本的に代表の委員の方をお願いすると。ただし、第一次審査の結果次第では形が変わることもあるというのを結論としたいと思っております。

では、事務局さん、あとは、ここまででいいですか。

事務局 すみません、もう1点ご協議いただきたいことがございまして、一次審査、書

類審査と二次審査の際の基準となる得点率についてご協議いただきたいと思います。参考としまして、昨年度は一次審査については得点率おおむね6割程度としておりました。これはAからEまでの5段階評価のうち、真ん中のCの評価をつけた場合に6割となっていることからおおむね6割程度という数字になっております。

昨年度、一次審査の際に基準となる得点率、二次審査の際の基準となる得点率につきまして、本日ご協議いただきたいと思います。

久塚座長 いいですか。厳しく6割というふうにすると、1団体もないみたいな話が出かねないというか、たまたま去年はそれに近い状態だったので、6割のちょっと少ない団体もその下までは拾わなかったのですけれどもということだったと思うのです。したがって、一次審査については6割程度というラインを、基準については公で大丈夫だということですね。

事務局 そうです。

久塚座長 では、昨年度と同じように6割程度ということでよろしいでしょうか。

全委員 はい。

久塚座長 では、そのような基準で、二次審査のことも入れますか。それで、事務局からあったと思うのですけれども、二次審査の際には去年は厳しく6割だったということで、一次審査のところでプレゼンに進む場合には6割程度にしたのですけれども、プレゼンテーションを実際に拝見した後の点数というのは程度ではなくて、それである程度各委員の基準というのが見えたということで、6割というところでラインを引いたということにしましたけれども、今年度もそれでよろしいですか。二次審査はラインを引くということにしたいと思います。

全委員 はい。

久塚座長 では、その基準でお願いします。

では、事前協議というところで、新しい制度にいく前の最後の資金助成ということになりますけれども、ことしはこういうふうに行きたいと思います。

久塚座長 では、申請のあった団体の申請書類を見ていただいて疑問、あるいは共有しておくべきことを確認したいと思います。注意していただきたいのは、それぞれの委員が独立して一次審査に入っていくわけですので、団体のいい、悪いみたいなどころには入らないでいただきたいと。疑問とか確認とかそういうレベルでとどめていただければというふうに思います。

では、どの団体からでも結構ですのでご発言をお願いいたします。

伊藤委員 6番目の団体でこの中で107ページの保養の実績というところ。いろいろ出てきていますが、2012年からやっているのですけれども、去年あたりのでいいのですが、これだと2012年と置いてあるので本年4月1日終了の72次保養まで子供2年、488、保護者、こういうふうに出ているのですが、このうち多分この独自事業だから新宿区が関係ない人もどんどん入っていると思う。

今回の場合はNPOの助成金だから、新宿区の人たちをどれだけ、子供たちをそういうのがちょっとわかったほうがいいのですけれども。そうしないと人数だけ出てきても、結果新宿に来ている子供たち、保護者がゼロだったということがあり得ると困るので、そのところだけちょっと確認しておいてください。

久塚座長 事業対象者で一応在住のというふうに上げているけれども、実績に出た数値がどれぐらいこれに反映しているかということが確認できれば確認してくださいということです。

事務局 すみません、事務局からよろしいでしょうか。こちらの申請事業なのですけれども、保養の対象となるお子さんの保護者については基本的に福島の子供ということになっておりまして、これではどういう形でこの助成金、新宿区の助成金を申請しているかと申しますと、こちらの保養にかかわっていただくスタッフさんというところを新宿区の方、在住・在勤の方を対象にさせていただきたいという申請内容になっておりまして、保養についてかかわっていただくことでこういった活動について知っていただいたりしてほしいということになりますので、こちらの保養の実績にあります保養対象のお子さんや保護者につきましては、新宿区在住・在勤の方というところでは縛りはないという形になります。

伊藤委員 わかりました。

久塚座長 何かをやる対象が区民というより、アクション主体がそうだということで、その新宿区がアクションする人たちをサポートする。ほかには？

宇都木委員 1番の団体、ちょっとこうわかりづらいのだけれども、17ページに28年度事業計画とあるのですけれども、その一番下にリコー社会貢献クラブの寄附金を活用するとあるのですが、これはもう確定している話なのかな？寄附金というのは28年度事業だから確定しているのでしょうか？

17ページの(4)で株式会社リコー社会貢献クラブの寄附金を活用すると一番下の段にあるのです。だから、これは確定して事業高に、その後ろ側にある事業計画書になって

いるのだと思うのです。だけど、それがこの79万8,000円に該当するのかな、受取寄附金というのは？これは確定しているということでしょうか。それを前提にしないとこの事業計画が成り立たない。申請している額で言うと団体負担金が32万4,000円あるのですが、32万4,000円というのはこの新年度、28年度活動計画の予算の中のどのところから計上しているのか。この32万4,000円というのはどこから支出するのだということをはっきりとしないと事業が成り立たないでしょう。それはどこに入っているのかなというのがちょっとわからないので、それをちょっと知りたいなど。そうじゃないと本当にできるのかどうかというのはわからない。

久塚座長 わかりますか。

事務局 すみません、即答ができないので調べて後日回答させていただいてよろしいでしょうか。

宇都木委員 だからそこはいつ、次のときにでもいいから本当にできないのか、できるのかがわからないと困るので。

事務局 そうですね、申しわけありません。その収益のどこまでをこの32万4,800円として見ているのか。

宇都木委員 どこから出すのか。

事務局 というところをちょっと確認させていただきたいと思います。

久塚座長 一次審査の点数を出すことをみんなにお願いするので少し早目に情報を出してください。

事務局 本日いただいたご意見の中で事務局のほうで別途確認させていただく事項につきましては、来週の中ぐらいまでにはメール等でお伝えします。

久塚座長 まとめてそういうふうにはわからないところ、質問出たところについてはそう対応していただくということになります。ほかに。

伊藤委員 あと一つ、8番目の団体ですけれども、外国の特定の国籍の方が対象となっていますが、地域文化というと新宿区に溶け込んでいる日本文化じゃないのもあるでしょう。そういう人がこの学校や何かについて、このイベントというか、この事業に参加したいというときに排除したものなのか。それと自分たちがやっている日本文化への対応とどう融合させるだとか、そんなことが来たときにそこが排除してしまうのかどうか。

宇都木委員 関連してこの芸術留学生でなければだめなのかな、これは。芸術留学生を育成するというのなら、ほかの同じ国籍の留学生ならいいのではないかと思うけれども、

これに限定している意味はどういうことか？芸術留学生と言うのでしょうか、書いてあるのは。芸術という意味がわからない。

関口委員 本当の真意はまた別のところにあるのかもしれないのですが、それを日本語に落としたときにいろいろと表記揺れとかもいっぱい出ているし、そういうことなのではないか、ちょっとそこは。

宇都木委員 芸術留学生と特定していることの意味がわからない。だから、そういうことを助成対象事業に、芸術留学生でなければ助成対象事業にしないということだから、これは、特定しているということはないか。そこがちょっと定かでないので、わからない。

久塚座長 これ、議論しても仕方がない、みんな。

関口委員 聞けばいいのではないですか。

宇都木委員 それに限定するのだったら、例えばその事業をこの対象事業として認めるか、認めないかというの判断の一つではないの、これが判断基準の。

久塚座長 確かに事業名自体は特定の国籍の方が新宿区と融和して地域のよさを発信するというので、実際やるのは芸術留学生というふうになっているので、留学生一般ではないようなことなのですよというか、留学生一般というのはおかしいよねではなくて、確認として対象のところをこういうふうに分けている事業ですかということをお聞きしていただければそれでよろしいですか。

伊藤委員 伊藤ですけれども、今のに関連して表題からいくと新宿区の文化、括弧して日本独特の文化で新宿に根づいているのを発信していくというものがこの趣旨なのだけれども、これ今宇都木さんが言われたようにこう開いていくと、向こうへ芸術留学するというような形になってきて、どっちを主体になっているかということと芸術、海外の芸術のほう为主体になっている。そこでたすきがけになってしまっているような感じが抱かれる。

宇都木委員 だから、その趣旨をちゃんとわかりやすいように説明して、何で留学、芸術かというのを、そういうことです。それから、もう一ついいですか。

久塚座長 どうぞ。

宇都木委員 2番の団体の事業が、何が目的なのかよくわからない。東京オリンピック・パラリンピックが開催するのでそういう人たち、お互いにコミュニケーションをとる方法としてニュースポーツ活動があるということで、そのニュースポーツ活動を育成したいということなのか、そのニュースポーツ活動を進めるリーダーを育成したいということなのか、ここも趣旨がわからない。何かこれ、いろんな人がいっぱい出てきて何をやろうとし

ているのかよくわからない。

伊藤委員 リーダーだと思っていました。

久塚座長 団体に聞くようなことではないですね。

事務局 この団体さんが申請いただいたときに事業の対象者の方について伺ったことがございまして、対象者の欄に障がいのある方とか文化・スポーツの交流を目指す実践活動関係者というふうに書いてあるのですけれども、こちらはやはりリーダーとしていろんな人を率いていただくような方をイメージされているようなのですけれども、一方で下のほうにはこの事業に関心のある方なども含まれているのですが、そういうことからわかりますようにリーダーの養成というもの一つ入っているのですけれども、もう少し広くこういった内容を知っていただく、関心を持っていただくということも含めて、対象としては一般の方も見て、広く見ているというお話は伺っております。

宇都木委員 だから、事業の対象者は、要するにこの事業、ニュースポーツを進めるのに必要ないわばリーダーだね。そっちがこの事業の対象になるというふうに考えていいの、これは、その団体がやろうとしていることは？

久塚座長 事務局の判断は、先ほどの発言以上のことはちょっと難しいですね。だから、それについてはこの団体にそれを問い合わせることをすると。

宇都木委員 しかない。

久塚座長 何か審査の中にこれをはっきりさせるということが入り込んでくるので聞かない。それは質問としてはどっちなのという質問をしますか、それともそのまま放っておいて、あまりはっきりしないということの評価基準、評価対象、点数の中に反映させるような審査対象をこのままというふうにしますか？ある？

宇都木委員 はっきりしなければはっきりしないで。

伊藤委員 なので、この書類から読み取ることでは、21ページの上の午前の部、講和の中の点の二つ目で障がい者とのスポーツ機会の創設がこれが一つである。それから、ニュースポーツ種目の開発、そういうものをある程度ここで目指していくのだという形だと思うのです。それに対してその障がいのある方のスポーツ交流をどうしていくかということで、先ほど出たようにその実践できる人を育てていく。だから、三つというか、そんな形になっているのだと思う。

宇都木委員 何だかよくわからない。

伊藤委員 今度は実際的になったときにその二つというか、新しいスポーツが開発でき

ましたか、それからこのスポーツに携わっていく方がそのことに成功しましたかという、そんな形がその出力というか、効果というか、になってくると思う。そこら辺をしっかりと押さえておいてもらわないと変になってしまう、さっきから見ていると。

久塚座長 その点の宇都木さんから出していただいたのは、これを読み込んで採点してもらって、先に進んだらそれを聞くということ以上のことをやると、ほかの団体も全部本当の目的なのですかみたいな話になって、いい申請書にこちらがつくってあげるみたいなことになるので、今の質問については共有したということだとどめておきましょう。

関口委員 では、ちょっとそれに関連して。

久塚座長 何番ですか。

関口委員 いや、今の団体なのですけれども、毎年やっているみたいではないですか、このフォーラムというのは。去年のフォーラム速報版というのもやっぱり障がい者、障がいのある方との交流を目指してということで同様の内容をやっているような感じなのですけれども、去年とことしやろうとしているのは何が違って、それでその去年は助成金を申請していませんよね？

事務局 していません。

関口委員 何でことしは申請しているのかということは、ちょっとぜひお聞きしたいなというのが一つ。動機はいいです。去年との差異はちょっとぜひお聞きしたいです。あと障がいといっても法定だけでも身体、精神、知的で発達まで入れたら4障がいあるじゃないですか。これはどこら辺、障がいといってもどこら辺の障がいの方を対象にするかによって全然専門性も違うと思う。

久塚座長 それも、あまり質問のしようがない話なので。

宇都木委員 評価の対象だよ、それは。

久塚座長 今、関口さんからの発言があったものについては、昨年とことしのものというのは大きな変化がありますかということを知りたいですか。

関口委員 はい、いいです。

久塚座長 では、聞いてください。

竹井委員 5番の団体についてちょっと確認させてください。今回5番の団体に関して外国人を初めとしたというところがあるのですけれども、ちょっとそこに関して有識者を通して、招いているような活動をしていくと言いますが、このところは厳密的にはたくさん外国語と対象にならないような気がしていて、どこか例えば中国とか韓国とかやっぱ

りどういうふうにするかというのをちょっと確認してありますか。何か偏っているのか、それとも全般的にやるような仕組みなのか、そこを教えてくださいたいと思います。

久塚座長 何かそれについて事前にわかっていることはありますか。

事務局 外国人があるということで、その新宿在勤外国人というのはどのあたりまでしているのか、具体的内容までというところまではちょっと。

久塚座長 ない。では、竹井さん、もうちょっと具体的にいうと事務局のほうで確認してほしい事項というのはどういう形になりますか。

竹井委員 そうですね、そうしたら具体的にいきますと85ページにあります一番下のところです。「講演会では高校卒業および就労に関わる有識者を講師として」とあるのですが、その講師というのはどういう言語でお話しされるのかということです。どういう方を対象にしてやられているのですか。

あとはこの85ページ目の真ん中の事業対象者のところの上のほうで四つあるのですが、けれども、「外国人子弟は、日本語の会話は不自由なく」とあるのですが、会話が不自由なくということの対象としているところがどこをターゲットにしているのか。この2点をお願いします。有識者の講師の方と、あと日本語を不自由なくというのですが、どこの言葉のことをおっしゃられているのか。世界全部だったら世界全部で構わないのですが。

多分あれなのでしょうね、新宿区の割合からいうと中国の方と韓国の方が対象なのかなというふうにはちょっと思っているのですが。

地域コミュニティ課長 すみません、ちょっと事務局からよろしいでしょうか。今の委員のご質問なのですが、それは私、この団体と直接何かヒアリングをしたというわけではないのですが、基本的に新宿区というのは国籍で言うと今136ほど国籍があります。

竹井委員 そうですね。

関口委員 そんなにあるのですか。

地域コミュニティ課長 外国にルーツを持つお子さんが多いのです。両親のどちらかが外国籍の方で、基本的に日常会話は日本語で一応コミュニケーションはとれるけれども、例えば実際に国語だったり日本の学習をする際に、ちょっと微妙な言い回しとか、もう少し踏み込んだ日本語の解釈というのが学習のところに落とし込まれたときに非常に難しいという、そういうふうな課題というのは新宿区全般の中にあります。

今も新宿区の中でそういった子供たちに対する学習支援というのもやっているのですが、ですから今回のこの提案の内容というのは、基本的には一定の日常会話のコミュニケーションはできるけれども、高校受験とか大学受験かいうところにちょっとハードルが高い子供たちを支援していこうというような目的を持った提案なのかなというふうに。

竹井委員 それとこれは何か違いというのが、ちょっと私にはイメージがないのですけれども。新宿区で既にやっている話だったらそんなに、なのかなというところがあって、それが差別化とは何か、ほかに影響されているとか。

地域コミュニティ課長 今、新宿区で、新宿区というか、NPOの方の力を借りてやっているのは、いわゆる中学生の日常の学習の支援です。学校の勉強がなかなかわかりにくいところをボランティアの方が実際に教室、週に2回程度の教室で勉強を教えているというようなことはやっていますが、こちらについてはさらにもう少し踏み込んだ支援が想定されているのかなというふうには思います。

竹井委員 わかりました。

久塚座長 ということで言うと、日常的な会話はある程度可能だということになると、こういう講演会というのは多分日本語でいろんな国の、100ぐらいあっても大体可能だという方に対して気持ちのあらわし方とか、あるいは微妙な言い回しとかいうようなことを教えるというよりは、教えることもするのでしょうかけれども、講演会では気持ちをしっかり持たせて、モチベーションを高めて途中でやめないことも大事だよというようなことを講演会でやるのかもしれないね。

だから、中国語でやるとか、たくさんの言葉を使って講演会をやるということではないのだろうとは思いますが。

衣川委員 質問ではないのですけれども、今のお話のことをちょっと思い出したことがあります、学校に息子が行っておりまして、新宿区は1割外国人がいて、その学校は3割外国人がいるということで、きのう日本に入ってきたばかりというような人がどんどん入ってくる場になって、教室に来たときにも日本語が全く話せないような子がいまして、いろんな言語なのですけれども、小学生もなのですけれども、そういうお子さんたちをコズミックセンターでちゃんと教育して下さっていますし、それから学校の中も国際学級というのをつくって、学習に関する言語がわからない子供たちに対して授業はみんなと一緒に受けていて、その子たちは別にまた学習についての言語をそういうふうに、ちょっとの期間で日本語の会話ができるようになります。

なので恐らく日常会話は不自由なく行えるというのは、新宿区に入ってきたときに新宿区がちょっと支援をしてくださっているのです、中学生ぐらいまでだったら何とか。ただ、ここは高校中退者ということなので、それ以上の学習をしようと思うとなかなか難しいという方を対象にしているのかなというふうに理解をしています。

久塚座長 義務教育を終えて高校受験をして合格はしたもののところでトラブルというか、ちょっと問題を抱えてしまったような方に光を当てようという。

衣川委員 お子さんはしゃべれるようになるのですけれども、お父さん、お母さん、どっちかが日本人ならいいのですけれども、両方とも日本語をしゃべれない方だったりするので、お子さんが途中で行き詰まったときに相談するところがなかったりすると、あったらと思いましたが、こういうことは大事だなというふうに思っています。

久塚座長 非常に複雑な状態よね。

関口委員 いや、すごいな、本当に。

久塚座長 新宿区というのはそういう状態にあるということと、これを組み合わせて中身を読んでください。ほかには。

関口委員 9番の団体なのですが、この団体さんは2点ありまして、一つは大幅な債務超過なので大丈夫なのかという話なのですけれども、もうより具体的にいうと短期借入金と未払金がどういう性質のものなのか。その短期借入金と、通常考えると1年以内に返済義務があるものなので、このままいってしまうとつぶれてしまうので、多分科目の計上間違いで役員が個人的に貸し付けているものだというのでよいかどうか。仮に本当にこれが、借り入れだとまずい。

宇都木委員 債務超過だ。

関口委員 そこをちょっと確認していただきたいということと、あとは見積もりとかのところで「赤ちゃんのためのスタードームシアター」って、これはこれでいいと思うのですが、この前、繰り返しになってしまいますが、代々木公園でしたか、悲惨な事故もありましたので、安全管理には十分配慮していただきたいと思いつつ、保険代とかが計上されていないのでそこら辺、そういうのはちゃんと大丈夫なのですかというところ。

久塚座長 大丈夫かと。あれは大丈夫なのですかというと、ちょっと踏み込んだ形になるので。

関口委員 ごめんなさい、保険代が計上されていないのには何か理由があるのですかという。

久塚座長 計上忘れか。

関口委員 ということ。

久塚座長 そちらの質問に変えましょうかね。

関口委員 続きまして、先ほど話題に出た5番目の団体さんも会計について確認したい。99ページですが、平成27年度の活動計算書で費用のほとんどが管理費計上されているのです。これは恐らくこれも計上間違いだと思う。仮にこれが本当ならNPO法人法上、かなりの問題です。

宇都木委員 問題だ。

関口委員 つまりその事業費が1万円で管理費が980万円と、要は自分の組織のためにしかお金を使っていないということですから、活動には使わずにひたすら自分の組織の維持のために、昨日新聞に載っていたどこかの公益法人みたいに銀座で飲み食いしているというそういう話になってしまいますので、そうではないのではないかと思います。これは恐らく給与手当とかの計上をすべて管理費にすることをやっちゃっていると思われる。それで本当にこれが実態に則していますかと。事業費に給与手当ゼロでいいのですねということをちょっと確認していただきたいと思います。

宇都木委員 今に関連して、この団体は収入のほうで見ると、塾運営代行業というのが大部分になっている。これはこの人たちの事業というのは塾なのか。塾ということはNPOでもやってはいけないことはないのだけれども、営利活動に相当、関口君の今の話と同じように営利活動に相当する事業なのだ、これは大体が。だから、したがって人件費が多いのだと思う。だから、これは一般的にいう塾を事業としているところでいいのでしょうかということだけ確かめてみてください。

久塚座長 そういう確かめ方をしてという。代行と書いてあるのだけれども、それと人件費がどうも重なって見えてきてしまうので、宇都木さん、質問としてはどういう聞き方になりますか。

宇都木委員 いや、これ、だから関口委員の質問に対して言えば、この支出の項目の事業ごとに人件費をここに入れていけばいいわけですが、振り分ければ。

関口委員 今のNPO法人会計基準だとそうになっている。

宇都木委員 だけど、それをやっていないということは、だからこれは事業が塾の運営だから、要するに株式会社と同じことをやっているわけだから、そういうことと理解していいのかどうかという。NPO法人としてその塾を主たる事業としているのでしょうかと

ということだけ聞いてもらえばいいのではないですか。

久塚座長 では聞き方としてはそういう質問になりますかね、大丈夫？

伊藤委員 それと今のことなのですが、塾運営事業と塾運営代行事業とどう違うのか。代行だからとか何か逃げ道があるかもわからないし、代行とあるのがわからない。今言っているように運営事業だったら一発でわかるけれども、これに代行が入ってくると何をもって代行としているのか。

久塚座長 だから、そうすると給与の手当の。

伊藤委員 それと絡んでこう。

久塚座長 金額が大きいので、代行というので外にはねてしまうと給与というのは何ですかという話になってくる。

久塚座長 いわばどういうことをやっているということを聞いてもらう、ストレートに代行というのは一体どういうことですかと聞いてもらうほうがいいのではないか。そうすると、それがわかると質問事項としては給与が何かというのがわかってくるでしょう。

伊藤委員 パーセントが。

宇都木委員 もう一つだけ聞かせてください。

宇都木委員 9番の団体ですが、NPO会員がここではゼロなのです。会員がいないのですかこの会は。活動計算書を見ると正会員の会費がゼロなのです。会費がゼロということは会員がゼロということに等しいのです。賛助会員の受取費もゼロ。主立った収入は事業収益で1,400万あるのですけれども、だけどNPO会員がゼロでNPO法人ですか。

関口委員 いや、ですから仮に本当に正会員ゼロだったら解散ですよ。

宇都木委員 だからこれは要するにNPO法人の資格があるかどうかの問題です。

関口委員 本当にこの正会員というのは最低1人はいないと解散になる。

吉村委員 204ページに正会員ゼロというのがあります。

伊藤委員 理事5名。

宇都木委員 だから、そうするとNPO法人ではないのではないか。そうするとこれは資格がないのです、応募する資格が。

関口委員 資格がないというか、それを最終的に判断するのは所轄庁なので、別にここでどうこうという話にはなりませんけれども。

宇都木委員 いや、いや、所轄庁かどうかは別にしても、我々が一般的にNPO法人であるというふうに理解ができないと、この対象にならないじゃないですか。NPO法人を

対象として。

関口委員 質問を、確認したほうがいいと思う。

久塚座長 スタッフの構成の理事5名というのがNPOの会員ではないの？NPOを組織していて、この場合の正会員ゼロというのは、そこが募集して入ってください、入ってくださいというのを正会員と呼んでいるのではないの？

伊藤委員 10名以上の社員というのもあるし、別のところに。

宇都木委員 これ、だけどちゃんと、常識的にいうと、一般的にいうと会員は正会員10名以上ないとおかしい。

伊藤委員 そう、ここに10が入ってくる。

久塚座長 だから、募集しても人が来ないみたいなのが。

宇都木委員 だからそうするとNPO法人が成り立たないから、NPO法人としては成り立たないから、これは応募する資格がないということになってしまう。NPOが対象だから、この事業は。

久塚座長 でも、活動団体登録票で平成23年。

伊藤委員 そう、23年からやっているのだよね。毎年都には届け出ていると思う。

宇都木委員 それは確かめてもらって、そうでなければ、それがもし事実なら申請取り下げしてもらわないと。このとおりだったら申請取り下げ、NPO法人としての資格を認められないことになる。

久塚座長 協働推進基金、NPO活動助成の求めている要件として登録してあるNPOであればよいので、それは乗り越えているわけ、ここは？この数字で乗り越えられるものなのですか。

事務局 原則的にいうと当初登録の資格を満たしているかというのは、最初の登録の要件になっていまして、あとは毎年度、年度報告書をご提出いただいて、その年度報告書は所轄の東京都に出されたものと基本的には同じような形のものをご提出いただいていますので、所轄庁が認められたものでうちのほうで認めているような形にはなっております。

久塚座長 というと、当初新宿区でこの要件を満たしたような形になっていて、その後どうなったかというのは上書き、上書きで所轄庁のもので本年度の募集に対して応募してきたということは、事務局対応としては形式的にアウトという形のものではないわけだね、手続上は。

宇都木さんの今の発言からすると、実態として本当にこういうふうになっているのだった

たらどう判断しようかねみたいな話は、審査の中に少し入り込むのですけれども、事務局としてはこのゼロというの、あるいは理事5というのはい体何でしょうということをお願い、悪いではなくて聞いていただく。そして、さらにはそれをきちんと聞かないと、新宿区が助成金を出すときに、これスルーしてしまったのという話でこっちの責任の問題になってくるので。

宇都木委員 ルール違反だよな。

久塚座長 だからそこがこちらとしても、ああ、ではいいねということと言えるような心持ちになれるように、そういう意味合いを込めて聞いてください。

関口委員 1番目の団体なのですけれども、検定をやるというのはそれはそれでいいと思うのですが、東京防災から結構問題をつくるみたいなのが書かれていて、これは著作権的には東京防災から丸々コピーとかして、あれはでも販売物ですよ、たしか？だから、わからないのですけれども、東京都がつくったものだと思うので、そういう公共目的だったらどんどん使っていいよという形になっているのか、それともそもそも認められないのだったら、これ何か東京防災を丸ごと使ってしまったらまずいのではないのと思うのですけれども、そこら辺をちょっと確認していただく、著作権問題を。

宇都木委員 東京都が使っているやつは、東京都の示すことの範囲内に入っていればいいということになったのだ、許可をもらわなくても、一々。そういうふうになっているのだ、あれ、たしか。区なんかがつくったやつもみんなそうだから。

久塚座長 では、確認するのは団体と同時に東京防災、つくった主体のほうにこのような行為は許されるのかというようなことも関口さん、聞いてほしいということ？

関口委員 いや、いや、そこまでは別に聞いていただければなら聞いていただいたほうがいいかもしれない。

久塚座長 ちょっとでも気にかかるよね、それ。どうぞ。

衣川委員 この11ページのところに「東京都総務局総合防災部に相談しています」と書いてありますけれども、相談してもらって答えが来ていないのかなというふうにも思ったのですけれども、でしたら、「『東京防災』を活用する予定です」と。

久塚座長 「相談しています」というのは。

衣川委員 相談してもう許されたかどうかわからないのですけれども、まだ途中。

久塚座長 「相談しています」というのは途中なのか、もう既に終わったことも相談していますよ。

衣川委員 だから、途中という意味なのだということですかね。

久塚座長 どっちですか。団体にはそういう聞き方ですよ、相談していますというのは相談しただけで、「だめ」と言われたのを相談していますと。

衣川委員 どうでしたかというところは。

関口委員 結果もね。

久塚座長 自分勝手にこういうのを、検定問題をつくるのは大変なので、何かをベースになるとどうしても公的なところが出しているものを使うという形。

関口委員 発想はいいと思うのですが、ただ好き勝手にやられているとちょっと。

吉村委員 基本的には東京防災は有償でやることを目的ではなく、都民全員にあれするものです。

久塚座長 そうです。

吉村委員 そういうものに関しては、著作権はちょっと大丈夫なはずなので、普通であれば。

衣川委員 そういえばうちの小学校は別に東京防災を使って防災訓練の話はやったのですけれども、やはり許可はすぐ出ました。東京防災を使った形で避難訓練の実施と東京防災の本を使った形でやったのですけれども、お金の支払いも発生しなかったですし、どうぞ使ってくださいということではありました。ここで言われているかどうかはわかりません。

久塚座長 だから、一般的にそうなのだけれども、それを使って事業を興すみたいな話になってしまうとどうなのかなという、それを切り張りするわけです、極端に言うと。

関口委員 それでウェブシステム自体はこの法人のものになるわけなので。

久塚座長 そうだね。

宇都木委員 ここに申請している。これ、東京防災の冊子を利用することを申請するのだから、申請してだめと言われたら終わってしまう、これは。

衣川委員 そうですね。

関口委員 だから、そこは重要なポイントなので、この事業にとって。

宇都木委員 だから、だめと言われたら、6月に申請するというのだから、これが通ったらだよ。これ、助成金が通ったらこの予定でやろうというのだから、通ったのはいいけれども防災協会がだめとなったらこれは取り消しだ。

関口委員 というか、また自前でつくらなければいけない。

宇都木委員 自前でつくるといのはあるだろうけれども。だけど、それではこの申請違反だ、申請内容の違反だ。

久塚座長 だから、皆さん方に確認する事項をこうまとめた発言をすると、この団体に活用する予定ですと、相談していますというのはどういう形で進んでいますかということまでストップだよ。もしそれ以上聞きたいということであれば、残ったときに、プレゼンのときに発言をしてください。伊藤さん。

伊藤委員 3ページのところで簡単な計算間違いなのだけれども、新宿区の人口を昼間75万人、夜間が30万人、足して大体105万人になって、5万人ぐらいがダブリになるというような計算なのだけれども全然違うよね、これ。これを足してちょっと違うのでしょうか？この対象者はこれだと言うのだけれども、今度はネットをつくったときにそれでアクセスしてきてどれだけの人を対象とするのという話だ、見込むのか。つくったはいけれども、問題も15分ぐらいでできるというものは、結構そんな問題もあまり深いものではないと思うので、その絡みが出てくるから。

宇都木委員 説得力がない。

伊藤委員 結局会社や何かでやっても、やっているのだけれども、30分や何かずっとこういくものね、じっくり読みながら、少なくとも。別にいいですけども、ここは直しておいたほうがいいと思う、新宿区のほうでもうこれは否定してやってもいいけれども。昼間人口75万で夜間30万、計100万人を足してしまって、その人たちが対象ですよとやっているわけじゃない、100万で。

宇都木委員 そういうことだ。

伊藤委員 会社に来ているときにやる人もいれば、できないから帰ってしまう、夜。その人が対象として企業に勤めているときにやってくださいよという形なものな、これ、これを読むと。

宇都木委員 帰宅困難者の可能性があるから。

伊藤委員 そうというような対象の取り方でいいのかという話。

久塚座長 わかった？聞きようがないみたいだな。

関口委員 まあ、いいのではないですか、そこまでは。

事務局 ターゲットは約100万人ということでしょうか。確認されたいところは。

伊藤委員 その100万人に対してどういうふうなアクションをとるのという形になるよね、そうすると。全部の企業に対してアクセスしなければいけない、この団体も、啓蒙

しなければいけない。そこが難しいなという。

久塚座長 100万人を対象とするというのは、特定の企業とか特定の学校とかではなくて、向こうが乗ってくるかどうかは別としてその人たち、もう本当にランダムで100万人というのは可能性のある集団として100万人というだけでしょう、これ。

伊藤委員 結果、子供のあれではないけれども500人だとか何百人、だからそんなにつくったのでは大して啓蒙はされていないねという話なのだけれども、この啓蒙活動に対して新宿区がどえらく労力を使うようになっている、この企画は。そこも容認しておかないと、これが通ったけれども新宿区の協力が全然なかった、できなかったとなると新宿区のこれは助成金だから、協働事業と違うのだから、あなたのところでいろんなことをやらなければいけないのだよという話をしないと。

事務局 すみません、事務局からですけれども、今、多分伊藤委員がおっしゃられているのが5ページの4番の新宿区防災検定の広報というところでしょうか。

伊藤委員 いろんなところで出てくる新宿区にお願いしますと。

事務局 一応区のほうのご協力としまして、広報『しんじゅく』への掲載ですとか、区内の各施設へのチラシとかパンフレットの送付というのは、区のできる範囲でご協力するというのは『手引き』のほうにも記載させていただいているところです。

あと区内の学校についても、できる限りチラシとかはまけるような状況にはなっております。下の二つ、区内の企業の協力を得てパンフレット配布などを行いたい、メディアにパブリシティを実施するところにつきましては、基本的には団体さんの事業努力のほうになるところにはなっているのかなと考えています。

伊藤委員 そこまでは結構簡単なのだけれども、6ページの上のところに出ている。新宿防災サポーターの方、ここはいいとしても、その下の新宿区の児童の災害支援ボランティアや消防少年団の協力で、ここも知らしめてほしいと思いますというのは、これは新宿区に要望することではないのか。だから、そういうことを含めて、その結果新宿区のオンエアがあまり活発でなかったなんて言われると困ってしまうのではないかなという気がする。あまりにもいろんなところに新宿区が出てくるから。それがうまく進めばいいのですけれども。

久塚座長 6ページの上のほうは地域の人たちの事業へのかかわり方ということで、そういうところに区がどうこうというより、もうボランティアな団体です。その人たちと連携しますよと、お願いしますというよりはこれはかかわり方という、表現の方法だと思う。

これについては質問なしでいいでしょう。事務局に聞いてもらうことをしなくていいよね？気がついたという意見交換というレベルにとどめましょう。

及川委員 質問なのですけれども、8番目の団体ですが、これからの基盤強化のところなのですが、人材紹介、生活支援の手数料、紹介料などが収益となると書いてあるのですけれども、これはこの団体がいいかどうかはまず置いておいたとして、私の感覚として大丈夫なのかなというちょっと気になるところが大きいありまして、区を通してこの団体が仮に許可された場合に、このような経営をする団体というのを支援したということは、それはオーケーなものなののでしょうか。というのをちょっとお聞かせいただけたらと思うのですが。

関口委員 それは事務局への質問になります。

及川委員 そうですね。あとは、委員の方たちのもしこれはどうなのだという声があったらちょっと参考にさせていただきたいなと思ひまして。

久塚座長 経営基盤強化に向けた取り組み、その先どうなのといったときに、17年から2020年まで20年のうなぎ上りで収入が9,000万円になっている。かなり頑張らないといけない数字だ。どうなのかという。これはもう読み込みになってしまうので、新宿区的には、行政的にはこういうところで何かひっかかるような。ひっかかるというか、聞いて、質問事項として成り立つような質問は考えられるのですか。

一体どうなのみたいなことを聞くと全然質問としてはだめだよみたいな話になってしまうので、どういうことをここに聞けば、新宿区がこういう助成金を出すときに問題があるとか、ないとか判断する際の材料になるのかなという、何か持って回った言い方だけでも、何かある？

事務局 事務局ですけれどもあれですか、収入を得るための方法とかを具体的にお聞きすればよろしいのでしょうか。

伊藤委員 だけど、これは独立事業だから別に関係ないのでしょうか、基本的に言えば。

事務局 基本的に助成としては事業助成にはなりますので、その事業を。

伊藤委員 波及効果があると。

事務局 判断するものではありませんので、仮に規模が大きい団体さんが申請していても、それはすぐに申請上は問題はない形にはなっています。

及川委員 わかりました。あとは個人の判断で一応問題はないということで理解してよろしいのでしょうか。

地域コミュニティ課長 すみません、事務局です。この手法が例えば極端に公序良俗に反しているとか、そうしたところがなければ、基本的には字面だけの話になってしまいますけれども、この書類上だけでは新宿としてはもうこれは一応、了解だということでご理解いただければと思います。

及川委員 わかりました。ありがとうございます。初めてこのような採点表を拝見して、多角的な検討が必要だなと強く思ったのですが、例えば区民のニーズにこたえているかという部分は、130ページの団体なのですけれども、聞こえに困ったらという難聴の団体の内容としてはすばらしいというふうに第一に思ったのですけれども、評価する中でこれが別に新宿区を対象にしたというよりもたくさんの人々の中に出されていくパンフレットであるじゃないですか。

だけれども、一方で新宿区にもこんなようなパンフレットがあれば非常に助かる方が多いというような内容だと思うのですけれども、区民のニーズというのに重きを置くと、この新宿区がかかわっている助成金として果たしてここに支援する必要があるの、助成する必要があるのかというのがちょっとわかりづらくて、委員の皆さんはどのような感じで判断されているのかなというのをちょっとアドバイスしていただけたら。

久塚座長 まさにそういうことを考えて広く一般に、あるいは区に拠点があるとか、視点があるとかを含めて、区がお金を出すときにどれぐらい区にかかわるのかというのが評価の判断で、かかわっていないからだめというのではなくて、例えばパンフレットで十分できますよねというご判断がそれぞれの委員であれば点数は低くなくても大丈夫なので、これは委員に任されていて。

及川委員 見ないといけないのですね。

久塚座長 それに対して答えを出してしまうと、もう点数を画一化してしまうということになるので。

及川委員 決まってしまう、そうですね、なるほど。

久塚座長 ここで座長が、これ、6点とか10点と言って終わりということになりますので。

及川委員 わかりました。

久塚座長 自分で考えてください。

及川委員 わかりました。最後に一つなのですけれども、これ、内容がすばらしいと思う中でここはどうなのだろうという部分があった場合に、このまま流れの中でここを改

善してくださいと、改善したらどうですかというような提案は、この協議の中では進むことはないのですか。

久塚座長 ない。

及川委員 ないのですね。あくまで団体からの提案を読み取って、それを審議するだけということでよかったですでしょうか。

久塚座長 提案制度、もう1個の提案制度の場合は3年間というまだ長さがあるので、事業評価の形のときにヒアリングしながらそういうことをやりますけれども、この場合はずっと1年、1年ということだったのでそれはないです。ないけれども、プレゼンテーションしたときに毎年やっていますけれども、ここはどうですかという質問をして、向こうの答え方で、ああ、こちらが改善してほしいなということまで踏まえてやっているなどの引き出す。こちらがアドバイスしたりお願いしたりというのではなく。

及川委員 ではなく質問。

久塚座長 そういうものの中から見えてくるものがあることはあります。

及川委員 わかりました。

久塚座長 ほかにはよろしいですか。

宇都木委員 もう一度この8番の団体、28年の事業計算書によると収入が20万円しかない。それでこの事業をやるのにこの会の団体負担金が26万5,000円なの。そうするとお金が全然ない。団体負担金分の26万5,000円がどこから出てくるのか、それだけちょっと聞いてくれる？

この団体の事業会計で言うと出せないということになるのだ、20万しかないのだから。しかも剰余金になると思われるやつが6万7,000円しかないのだから、普通からいうと事業としては成り立たないのです。

久塚座長 26万7,000円でしょう、だから。余っている6万7,000円と。

宇都木委員 いや、いや、26万というのは、この28年度の事業計画の中に入っていない。だけど、仮にこの事業計画で28年度事業計画から負担するとすれば、最大の事業収入は20万しかないのだ。そうすると、26万何がしは負担できないということになる、理屈からいうと。あとはこれでいいのかと言ったら、会計上不明確だからだめというだけの話になる。

久塚座長 では、質問事項はこの金額、どうなって、どうするのですかみたいな質問だと思いますけれどもよろしいですか。

宇都木委員 はい。

久塚座長 では、事務局、お手数ですけれどもそれでたくさん、盛りだくさんで申しわけないけれどもお願いしておきます。

では、二つ目の議事に入りましょう。時間がだんだん迫ってきたので、新しい制度のほうに移っていいですか。ではお願いします、事務局、発言。

事務局 では、事務局のほうから説明させていただきます。次第のほうが（２）新支援制度の検討について、資料のほうはA3横長の資料3番をお手元にご用意いただきたいと思えます。

こちらのほうについてご説明させていただきます。前回の支援会議で新支援制度の検討方法につきましては、事務局から具体的な案を提示させていただきまして、委員の皆様にご意見をいただいていたというふうな方法でさせていただくこととしました。本日は事務局案についてご説明させていただきます。

初めに、事務局案につきましては、各制度の実績や課題、協働事業提案審査報告書に記載されました委員の皆様のご意見ですとか、さらに提案制度の見直しの効果を踏まえて作成させていただきました。

改正案につきましては、資料3番の右下のところに入れさせていただいているものが事務局案となっています。それぞれ目的、対象団体、対象事業等に分けさせて記載させていただいております。それぞれご説明させていただきます。

左側に書いてあるのが現行の制度、NPO活動資金助成、協働事業提案制度になっておりまして、それを実績や課題を踏まえた方針も踏まえて具体的な新支援制度の検討案を提示させていただきました。

目的につきましては、前回の会議までもご説明させていただきましたとおり地域課題の解決ですとか、多様な担い手の連携というものを目的とした制度とさせていただきたいと考えております。具体的に掲載させていただいている内容を読み上げさせていただきます。

NPO・ボランティア活動団体等の先駆性、創造性、専門性及び柔軟性を生かし、地域課題の解決に向け、新たな視点で取り組むことのできる事業提案を募集し、団体の主体的なかかわりのもとで協働によるまちづくりを進め、多様で豊かな地域社会を実現することを目的とした制度ですとさせていただきたいと考えております。

続きまして、対象団体につきましては、現行の制度ですとNPO活動資金助成が新宿区に登録したNPO法人、協働事業提案制度のほうはNPO法人だけに限らずボランティア

活動団体ですとか、市民活動団体等を含んだ対象団体とさせていただいております。こちらにつきましては、社会貢献活動団体の多様化を踏まえまして、対象団体を拡大したいというような方針にさせていただいております。具体的な案につきましては、基本的には協働事業提案制度につながりましてNPO法人、ボランティア活動団体、市民活動団体、さらには企業のCSR部門など社会貢献活動を目的とした団体を対象としたいと考えております。

また、登録NPO制度につきましては、地域センターを利用できるメリットがあるため、こちらの登録NPO制度につきましては引き続き継続を考えております。

続きまして、対象事業につきましてご説明させていただきます。こちらにつきましては、方針のほうで地域課題の解決を主な目的とする事業として検討したいというふうに前回までの会議で発言させていただきました。また、団体の自立や出口の明確化のため、対象事業につきましては基本的に協働事業期間中に解決できる事業、または協働事業期間終了後に団体が自主的に継続できる事業、この二つに限定させていただきたいと考えております。

具体的には現在の協働事業提案制度の対象事業に加えまして、この方針を加えた形として下線部を引いてあるところが追加したような内容となっております。協働事業期間中に具体的な効果または成果が期待できる事業、また協働事業期間終了後も団体が主体的に継続することが期待できる事業というものを加えさせていただきました。

具体的には提案時に資金計画などを提出するような形をして審査の際に判断するようなことを検討しております。

また、協働事業期間中に解決できる事業と期間終了後団体が自主的に継続できる事業と限定することによりまして、取り消し線が引いてある「事業の継続や拡大が見込まれる事業」というものは削除させていただくような形で考えております。

続きまして、助成額につきましてご説明させていただきます。こちらにつきましては2通り、団体による単独事業と区との協働で実施する事業の2パターンありますが、基本的にはどちらも協働事業という位置づけで考えております。上の団体による単独事業は基本的に区の直接的な関与というものはないのですけれども、金銭的な面で補助という意味で団体による単独事業。

下の区との協働で実施する事業につきましては、団体が単独で実施するよりも区と連携して実施するほうが、効果的・効率的に実施できる事業というもので2パターンを上げさせていただいております。

上の団体による単独事業につきましては、予算総額が200万円。上限額につきましては50万円と考えております。また、こちらにつきましては基本的には団体からの自由提案ということを考えております。助成率につきましては、同一事業への助成は3回までとしまして、助成対象事業費の1回目が3分の2、2回目以降が2分の1とさせていただく方向で検討しております。こちらにつきましては、資金確保手段の増加ですとか、団体の自立を目指したものとしまして補助率を減額するような形で考えております。

続きまして、区との協働で実施する事業につきましては、予算総額は300万円掛ける2事業。こちらの助成額につきましては、100万円から300万円と見込んでおります。こちらにつきましては100万円の下限を設定させていただきました理由としまして、小さい団体さんにも申請がしやすくなるために、ある程度助成額に幅を持たせた形とさせていただいております。

そちらにつきましては、これまでの協働事業提案制度と同様に団体からの自由提案と区からの課題提起を設定させていただきたいと考えております。また、特徴としまして助成率、今までの協働事業提案制度ですと委託費として基本的には区費で全額委託という形にはしていたのですが、団体さんの自立などを踏まえまして、基本的には補助という形で助成率を設定させていただいております。1年目が4分の3、2年目が3分の2、3年目が2分の1と徐々に減額する予定となっておりますが、団体さんの自立ですとか、資金獲得手段というものを期間の間に充実していただきたいと考えております。

続きまして、回数のところですが、こちらにつきましては最長3年間、単独事業のほうは3回までと考えております。

原資につきましては、これまでご説明させていただいたとおり協働推進基金を原資とした助成制度とさせていただきたいと考えております。

続きまして、審査のところでご説明させていただきます。事業スケジュール等につきましては、こちらの記載のとおりとなっておりますが、周知期間につきましては3月から4月、すみません。こちらにつきましては基本的に同時募集というか同時に周知、あと行う形にさせていただきたいと考えておりまして、募集期間は5月になっておりますが、審査の都合で単独事業のほうは先行して審査が始まるような形を折り込んでおります。

単独事業は5月上旬まで募集期間とさせていただきまして、助成決定につきましては単独事業が6月の下旬、区との協働事業につきましては8月の中旬ごろを見込んでおります。実施期間につきましては単独事業のほうは採択年度、当該年度からの実施、協働事業につ

きましては採択年度の翌年度の実施とすることを検討しております。

続きまして、審査方法につきましてはこれまでと同様、協働支援会議委員の皆様からご意見をいただきまして、区のほうで最終的な決定というような流れとさせていただきたいと考えております。また、区との協働で実施する事業につきましては、区の協働という視点も踏まえまして各所管部長等も審査に加わるような形として考えております。

また、具体的な審査基準ですとか申請書類等につきましては区の素案、計画の素案を受けまして後日検討の、年度の後半ごろを予定しております。

最後に、効果検証のところにつきましては、事業報告として目出しをさせていただきましたが、地域課題の解決ですとか、そういったものがかかわるために、基本的に事業実施者にはアンケートの実施を義務としまして具体的な効果ですとか、そのようなものを把握していただくことを事業の要件とさせていただきたいと考えております。また、評価時期ですとか方法につきましては、こちらにつきましても年度の後半部分で詳細を同じように検討させていただきたいと考えております。

以上、事務局案のほうについてご説明させていただきましたが、本日区のほうの実行計画のスケジュール等もありまして、具体的には対象事業ですとか対象団体、助成額のほうをご検討いただければと考えております。

以上になります。

久塚座長 対象団体からいくと広がったということになりますけれども、このような表記、方向性は非常にいいのですけれども、これでよろしいですか。

宇都木委員 みんな入るということ、これで？

関口委員 企業のCSR部門というのがちょっとよくわからなかったのですけれども、企業のCSR部門がつくった任意団体とかグループに対して助成をオーケーにするということなのか、それとも企業というのは営利会社に対して入れてしまうということなのか。そこをちょっとはっきりさせておいたほうがいいのではないかなと思ったのですけれども。

久塚座長 要するに企業のCSR部門と書いてあるのが、部門に使ってねみたいなお話ではなくて、その部門というのは独立したものだということに見ているかどうかということですよね？部門という書き方ではなくて括弧の中、分配しない団体。

伊藤委員 企業のCSR部門はいろいろあるの。いろいろあるというのは、そのCSR部の中でその企業の中にボランティアグループをつくって活動させている。そうすると完

全にそのボランティアグループは企業、会社と関係ないの。会社と協定を結んで独自の動きをしているだけ。

C S R部というのは会社のあくまでも一部門だからこれに該当する。

久塚座長 だからウエイトはあれでしょう。「等」というところがあって、社会貢献活動を目的とする団体ということでしょう、ここは。

関口委員 一つは非営利縛りというのは維持するののかということです。

伊藤委員 でしょう。

関口委員 だから、非営利法人、ここには団体も入っていますけれども、いわゆる非営利活動団体という縛りをまずかけますと。そうすると営利はだめですから、会社へ直接お金をぶっ込むのはだめということになると思うのですけれども、非営利縛りを維持するのかどうか。

維持しないという選択肢も私はありだとは思いますが、維持しなかったといたって、普通に金もうけのために申請しますという団体は排除しなければいけないのだから、そうすると営利企業でもいいけれども、あくまでそれは社会貢献のこの活動助成の分はそこに区分経理してくれとかそういう話になってくるので、ここはちょっとだからその非営利性をどうするのかというのは重要な境目なので。

宇都木委員 いや、だからその事業がどういう事業かは別にしても、その事業が企業にとって営利のものの一環としている場合は、これは絶対だめということになるのでしょうか。

関口委員 いや、だって究極目標が営利会社は利益の獲得なのだから、それはもう。

宇都木委員 いや、いいのだよ。だから、そこと切り離して独自に例えば今伊藤さんが言ったような。

関口委員 団体をつくれば。

宇都木委員 そういうことを企業が認めていればそれでいい。

久塚座長 では、ここの表記をいずれにしてもあまりにも幅があって何が何だかよくわからないという状態でない表現にするためには、関口さん、どういう表現がいいみたい？

関口委員 いや、だからまず法人格はなしということでもいいのですよね？

伊藤委員 なし。

関口委員 問わないと、あってもいいよと、あってもいいし、なくてもいいと。だから、N P O法人は入るし、一般社団とかあと社会福祉法人、学校法人とかも入るという理解ですね、この一般というのは。有無は、法人格の有無は問わないけれども、あくまで社会貢

献活動を目的とする団体であるということは非常に大事なことで、だからそうすると微妙なのは例えば宗教法人をどうするのかという問題も出てくるのですけれども、非営利なので自治会をどうするのかみたいな話も出てくるので、ちょっとだからこの書きぶりはこういうのもいいのですけれども、特定非営利活動法人、ボランティア活動団体、市民活動団体等社会貢献活動を目的とする団体でとめておいて、あるいはその内部の具体的にどこをオーケーとしてNGとするのかというのは、別途別ルートで考えておかないと。

久塚座長 だから、具体的な表記としては、企業のいうところから括弧書きの団体の括弧閉じるのを消してしまっ。「等」というのが、市民活動団体と別に社会貢献活動を目的とする団体として、向こうから要請があったとか、出てきたときにどう判断するのかねというのは、今の関口さんの発言があったような形での判断基準を持っておこうということとを内部にしておく。

宇都木委員 それはこういう委員会みたいなのができれば、判断するための委員会みたいなものができればそれでいいのです、そこが基準をつくれればいいわけだから。つくらないで、でもやれるようなことが、仮にこの資金を使ってやれるようなところを設けるとすれば、それはあらかじめ判断基準をつくっておかないと誤解を招く。

だから、その場合は非営利というのを大前提にして、それに抵触するか、しないかというところの判断基準を幾つかつくることになるのではないですか。

久塚座長 では、新しい制度としてこの2段目の四角の中に入れるのは、今、宇都木さんの発言があったことを踏まえたとして、文面は市民活動団体など社会貢献活動をする団体という文面でとめておいて、基準をつくるのではなくて、ここの仕事としてやるときは、その中どうかねと議論するところにとどめておきましょうということでもいいですか。

宇都木委員 いいのではないですか。

久塚座長 基準づくりをここでする委員会ではないからという。

宇都木委員 だからそれは区のほうは行政判断として委員会をつくって議論してもらうものと、区の行政の必要性からそういうことを、直接事業としてやる場合と二つあったっていいと思うのです、それは。それは区があくまでもそれは方針だから、だからそこはどうするかというのは区が決めることだから。

久塚座長 こちらがどうこうではないから。では、この委員会の仕事としては、今言った2段目の四角の中はそれで進めるということですね。

それから、もう一つは、ここは少し難しいところなのですから、単独事業とそれか

ら協働で実施する事業というふうに1個にまとめて中で二つに分ける形で、どちらかという資金助成のほうも含めて継続的、効果があってさらに終わった後もそういうことが主体的に続けることができる。提案制度のほうはそういうことがやりやすいでしょうけれども、活動資金助成のほうはなかなか難しいかもしれないけれども、このお渡しするとか、お願いするだけではなくて、自立してやってくださいというようなことをここに入れるということなのですけれどもよろしいですか。

宇都木委員 それはだから支援制度である以上はそうじゃないとまずい。

久塚座長 ただ、気になるかもしれませんが、期待できる事業なので、実際にそうなったかどうかを後で検証して、お渡ししたお金を取り戻すというようなことはしませんけれども、具体的には審査の段階でこういうのを中に入れたということは、本当に継続していけるかどうかをめぐっての議論というのは多分出てくるのだろうなど。

どれだけ厳密にやるかどうかはあれですけれども、ですから判断基準の一つにこういうことが入りますよということになります。それから、あとは丸々の金額ではなくてスライドしていくということになるのが、単独の場合には3回までとして1回目、2回目で少し変わってくる。3分の2、2分の1、2分の1、助成率という考え方を中に入れる。

そして、それから協働の場合には4分の3、3分の2、2分の1で、助成額が100万から300万となっているのは、あまり大きい金額をボコッとあげてしまうと小さな団体が申請しづらいので、これは悪い意味で経費を節約しようということで100万という数字を入れたのではなしに、300万というとそれだけやらなければいけないのとなつて、小さな団体が申請しづらいことが生じるので、この金額を明示することによって小さな計画、事業でも申請しやすいようにという考えで入れている。上限のところはもう300という形になっているということです。

関口委員 そこをちょっといいですか。このままでも大きな問題は私もないとは思いますが、そうなってくると欲張りになってしまうもので、どうせならねというところが幾つかありまして、まず1点目が助成対象経費を経年で減らしていくというか、助成割合を減らしていくというのはナイスアイデアだと私も思うのですが、そうなってくるとつまり自立を促すということと言うと自分たちで資金調達してこいということです。

なので、欲をいうとロジック的にも筋が通ると思うのですが、その対象経費の中に資金調達経費といいますか、ファンドレージングのための費用もその全額認めるとは言いませんけれども、例えば全体の10%までとか5%まではそういう。

久塚座長 それを許すと。

関口委員 自立に向けた取り組みへの経費も認めてあげるよとかというふうになると、これは助かる、画期的というのがまず1個。2点目は区との協働で実施する事業を100万に下げてあげるのは私も大賛成で、なぜかというとな経年で下がっていきますから、補助率が。ということは自分たちで資金調達しなければいけない、自己資金分が増額してしまいますので、同じ300万でも自己資金分がどんどんどんどん経年でふえていくので、そうするとあまりにアッパーが300万だと、そんなに自己資金を獲得できない法人は申請しませんので、それは100万に下げてあげればそれは小さい法人でもチャンスが出てくるということでこれは賛成なのですけれども、何か整合性からするとこれ50万でもいいのではないかなという気もするのですが。

つまり団体による単独事業は上限額50万と。

久塚座長 なるほど。

関口委員 区との協働はそこを、それ以上をカバーする。

久塚座長 きれいに見える。

関口委員 きれいにその50万と100万の間は何なんだみたいな話がないのかなみたいなことを思ったのです。

久塚座長 なるほど。二つ目は確かにそうですよね。排除されるものが少なくなっていくというか、論理上です。だから、別にこの金額でないとだめというのではなくて、一連の単独事業と協働の事業というのが連続性を持つようなイメージをつくれるという意味では、関口委員の発言はいいなというふうに一委員の一人としては思うのですけれどもいかがですか。

では、100を50に、そのほうが説明はしやすいかもしれない。

事務局 すみません、事務局の一応考えとしまして、あくまでも案の段階なのですけれども、そちらの協働事業ということで今までやっている事業課さんからお話を聞くと、かなり区のほうもそれなりの負担というか、事業のパワーが必要ということで、それなりの規模というものをやっぱり協働事業には求めたいということもありまして、その意味で100万円というある程度希望的なものでは設定させていただいた経緯はあります。

あとはやっぱり協働事業というのは大きい事業でもありますので、それなりに外に向けるというか、希望的にそれなりに求められるものは高くなってしまいうところもありまして、この金額で計画しました。

久塚座長 どうですか、関口さん。そこは制度自体でめりはりでなくて、審査のところ
で協働事業としてはどうかねというようなことを念頭に置いて、50万ぐらいで出てくる
ような割に単独事業に近いようなものについては、審査の基準とか判断の中に入れ込むか
どうかという。

事務局 そうですね、あとは実際に事業課さんがどこまで協力できるかというような形
にはなってしまうかと思うのですけれども、うちとしてはやっぱりそれなりにPRできる
事業でもありますので、そういうものが。

久塚座長 ちょっと大きいほうが。

事務局 はい。

久塚座長 小さいところだと提案はしてきたけれども、担当課が三つ、四つぶら下がっ
てきて小さなやつで労力だけみたいな話になってくるとちょっときついなという。

関口委員 では、ちょっとそれにも関連して確認なのですけれども、協働のほうなので
すけれども、その予算総額が300掛ける2事業と書いてあるじゃないですか。これは2
事業までしか、100万だろうが300万だろうが2事業しかだめということなのですか。

事務局 はい。

宇都木委員 だから、その主張でいけば300万の範囲で50万以上を何団体で埋まっ
てもそこが上限がつまり600万。600万の範囲の中で何団体であってもいいと、こう
いうことだろう、理屈は。

関口委員 まあ、まあ、そういうのなのかなと思った。上と同じなのかなと思ったので
す。そういうわけではないのですね。

宇都木委員 そこがやっぱり、そこがある程度やっぱり規模が。

久塚座長 そこは理屈があって、そうなってくると協働事業というときにNPOなんか
があまりできないというときに、七つぐらい50万で動かすとなると区が大変な状態にな
るわけ。

関口委員 その評価もありますものね。

久塚座長 やっぱり自分で将来やってくださいと言う場合には、区の担当課の力をあま
り使わないでできるような状態をつくり出したいし、つくらなければいけないという目的
があるので、自立してということであればやっぱり事業として結構しっかりしたものを予
算化するような形で、金額をちょっと大きいもので用意するというのが普通のやり方かな
とは思っています。では、金額もやっぱり担当課の巻き込み方を含めてたくさん出てくる。

そうなる、どうしても議論としては総額みたいな議論を呼び起こすので100で残しましょう。

関口委員 わかりました。

また、自立と、自立と悪く言っているのではないのです。確かに自立は大事なのでわかるのですけれども、でもその自立にかかる経費はある程度みていきたい。

久塚座長 外からのファンドですね。入れ込むような力をつけてほしい。そして、自立をしてほしいということであれば、いろんなところからファンドをつくっていくようなことをするための経費というのを認めてほしい、認めてあげたいと考えるわけです。

事務局 そうですね、はい。具体的な対象経費とかはこれから制度をつくる中で検討いただきたいので、ぜひそういった形でいただきたいと考えています。

宇都木委員 だけど、どの程度にするかによっては金額が小さいと100万だと、100万の5%で幾ら？5万円、5万円で300万円のどこからか自己資金を集めてくるののそのぐらいあれば費用は間に合うという話にならないとぐあいが悪い。そんな程度の話ではちょっと問題がある。

関口委員 それは多少は団体側の努力も絶対必要ですから。ただ、あくまで助成制度になるのだから、今回からは。だから、その全額見ろと言っているのではないのですけれども、多少例えばだからこういう本を買えますよと、資金調達のハンドブックを買いましたというのを見てあげるといふ姿勢を示すことが、ああ、新宿区さんもただただ自立、自立とただおしりをたたきただけではなくて、一緒に応援してくれているのだなという姿勢を示せるのです、そういう意味では。

宇都木委員 それは内容によってはチェックできるようにしておけばいいか。

久塚座長 お金の使い道の部分でそれを明示することによって、それ利用しない団体もいるかもしれないし、利用するとしてもそれは区としての姿勢と将来的な自立に結びつくというような判断基準にもなりますので、これはそういうことがうまくできるようなちょっとあれを考えてください。

宇都木委員 だから、それはそれで基準をつくらなければだめだよ、それはそれなりの基準を。

久塚座長 基準というか、パーセントでそのただパーセントの中にあればいいのかではなくて、こうこうこうこうするための費用というか、項目をつくってあげればいいのかではないですか。それは今日でなくていいでしょう。

宇都木委員 あと、区のほうにほかの助成金とあるよね、いっぱい。そのところの整合性みたいなのを少し考えないと、少し何か問題が起きないように調整しておかないといけないのではないかな。

地域コミュニティ課長 次回の参考資料で、区が行っているほかの補助制度というのを幾つか例示させていただいて、一応整合性を確認していただくようなものをつくれます。

久塚座長 宇都木委員の発言はとても重要で、私たちはなれていてスッと進めているけれども、及川さんから見たらどっちでしょうとか疑問がというのが、やっぱり初めて見た方の感覚なので。

久塚座長 それが起こらないように、これを具体的なものとして整理をしてみましよう。

宇都木委員 了解。

久塚座長 では、あとは事務局、次回の予定だけでよろしいのですか。

事務局 次回の予定でございますけれども、次回、第3回協働支援会議ということで5月12日の金曜日、今度は午後2時からになります。本日と同じお部屋で開催をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

久塚座長 これで第2回目の会議を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

— 了 —